

(13) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、鳥取県みんなが進める障がい者が暮らしやすい社会づくり条例の一部を改正することについて、次のとおり専決処分をする。

令和5年5月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県みんなが進める障がい者が暮らしやすい社会づくり条例の一部を改正する条例

鳥取県みんなが進める障がい者が暮らしやすい社会づくり条例（平成29年鳥取県条例第27号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(県の取組) 第15条 県は、障がい者との意思疎通に当たっては、その実施に伴う	(県の取組) 第15条 県は、障がい者との意思疎通に当たっては、その実施に伴う

負担が過重でない限り、次に掲げるとおり行うものとする。

(1)～(5) 略

(6) 精神障がい者（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第5条第1項に規定する精神障害者）をいう。以下同じ。）に対しては、落ち着かせて不安を取り除き、障がいの程度に応じて、平易な表現でゆつくりと伝えることその他の適切なコミュニケーション手段を用いること。

(7)・(8) 略

2・3 略

負担が過重でない限り、次に掲げるとおり行うものとする。

(1)～(5) 略

(6) 精神障がい者（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第5条に規定する精神障害者）をいう。以下同じ。）に対しては、落ち着かせて不安を取り除き、障がいの程度に応じて、平易な表現でゆつくりと伝えることその他の適切なコミュニケーション手段を用いること。

(7)・(8) 略

2・3 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。